

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年8月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600139号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600008号

第1 結論

平成12年*月から同年3月までの請求期間及び平成13年4月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成12年*月から同年3月までの請求期間、同年4月から平成13年3月までの請求期間、同年4月及び同年5月から平成15年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年*月から同年3月まで
② 平成12年4月から平成13年3月まで
③ 平成13年4月
④ 平成13年5月から平成15年3月まで

年金記録によると、請求期間①及び③は、国民年金保険料が未納となっているが、母が、学生納付特例制度による国民年金保険料の免除申請を行い、後に追納したので、当該各期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

また、請求期間②及び④は、学生納付特例制度により国民年金保険料を納付することを要しない期間となっているが、母が、後に追納したので、当該各期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、母が学生納付特例制度による国民年金保険料の免除申請を行い、後に追納した旨主張しているが、学生納付特例制度は平成12年4月から開始された制度であることから、請求者は当該制度に基づく免除申請を行うことはできない。

一方、請求期間①当時において、請求者は親元世帯の所得を基準とする学生免除基準に基づく免除申請を行うことは可能であったところ、A県B市は、当該期間当時の国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等を保管していない旨回答しており、日本年金機構も当該期間当時の免除申請書、免除申請書受付処理簿及び免除申請書承認結果一覧表(不承認を含む。)を保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認することができない。

また、免除申請は年度ごとに行う取扱いであり、請求者が請求期間①に係る免除の承認を受けるためには、請求期間①直後の学生納付特例制度による免除申請とは別に免除申請を行う必要があるが、請求者は、当該免除申請に直接関与しておらず、免除申請を行ったとする請求者の母は、申請時期、申請方法等を覚えていない旨陳述していることから、具体的な免除手続に関する状況を確認することができない。

さらに、当時の国民年金法の追納に関する規定によると、被保険者又は被保険者であった者は、社会保険庁長官(当時)の承認を受け、国民年金保険料を納付することを要しないも

のとして承認を受けた期間に係る保険料の全部又は一部につき追納をすることができるとされているところ、請求期間①は保険料免除期間ではないため、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を追納することができない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、当該期間は、学生納付特例制度により国民年金保険料を納付することを要しないとして承認を受けた期間であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の追納の申出を平成 18 年 6 月 13 日に行い、承認を受けていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、当該追納に直接関与しておらず、追納したとする請求者の母も、手元にあった現金により納付したこと以外は覚えていない旨陳述していることから、追納の時期、追納金額及び納付方法等について、具体的な状況を確認することができない。

- 3 請求期間③について、B 市は、当該期間当時の免除申請書（学生納付特例申請書を含む。以下同じ。）、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等を保管していない旨回答しており、日本年金機構も当該期間当時の免除申請書、免除申請書受付処理簿及び免除申請書承認結果一覧表（不承認を含む。）を保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認することができない。

また、当時の制度では、免除申請書は年度ごとに提出する取扱いであり、免除が承認される期間は、申請のあった日の属する月の前月から当該年度末までの必要と認められる期間とされていたところ、請求者が請求期間③に係る免除の承認を受けるためには、平成 13 年 5 月末日までに申請を行う必要があるが、オンライン記録によると、請求者の平成 13 年度における学生納付特例の申請日は平成 13 年 6 月 25 日であることから、請求期間③である平成 13 年 4 月については、免除の承認を受けることができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、当該免除申請に直接関与しておらず、免除申請を行ったとする請求者の母は、申請時期、申請方法等を覚えていない旨陳述していることから、具体的な免除手続に関する状況を確認することができない上、請求期間③は保険料免除期間ではないため、当該期間に係る国民年金保険料を追納することができない。

- 4 請求期間④について、オンライン記録によると、当該期間は、学生納付特例制度により国民年金保険料を納付することを要しない期間であるところ、当該期間に係る保険料を追納するためには、国民年金法施行令の規定により、国民年金保険料追納申込書を社会保険事務所長（当時）に提出し、承認を受けた上で、追納に係る納付書の交付を受ける必要がある。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間④当時の追納申込書等の資料は保管していない旨回答している上、オンライン記録において、請求者が請求期間④に係る追納の申出を行い、その承認を受け、納付書が交付された旨の記録は確認できない。

また、請求者は当該追納に直接関与しておらず、追納したとする請求者の母も、手元にあった現金により納付したこと以外は覚えていない旨陳述していることから、追納の申出、国民年金保険料追納申込承認通知書の有無、追納の時期、追納金額及び納付方法等について、具体的な状況を確認することができない。

- 5 このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間①及び③に係る免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料はなく、当該保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び③について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間①から④までの各期間について、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600267号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和35年4月1日から同年12月1日まで

私は、請求期間において、A社(現在は、B社)で勤務し、厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があるが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者証を受け取った旨主張しているところ、同社のグループ会社で給与計算及び社会保険関係の事務を代行しているとするC社は、請求期間当時の資料について、65年以上前のことであり、D大震災もあったことから保管しておらず、請求者がA社において勤務していたか否か、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間において一緒に勤務したとする二人の姓を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、そのうちの一人と同姓の被保険者が確認できるものの、同人の連絡先は不明であり、もう一人については、当該被保険者名簿において被保険者記録が見当たらないことから、これらの者から請求者の請求期間に係る同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した者に照会したところ、回答のあった複数の者は、請求者のことを覚えておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、請求期間に係る健康保険の整理番号に欠番はなく、請求者の同社における被保険者記録が欠落したことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者としてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。